

第21期第8回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和5年1月30日（月）午後1時30分～午後3時
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、鈴木 学、中嶋 義孝、小松 愛（9名出席）

専門委員

なし

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、百瀬 夏実、三田村 学歩、
山田 美沙登

3 議事事項

（1）全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰について（報告）

（2）その他

①内水面漁業権の一斉切替えについて

②ブラウントラウトの対策について

③秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則
について

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

ただ今より第21期第8回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員9名、欠席委員1名で過半数を超えているため、委員会規程第6条により、委員会は成立することを報告します。

それでは、遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

令和5年の第一回目ということで、あけましておめでとうございます。

昨年末の12月28日、年末の買い物で船越に行きました。スーパーには北海道産のヤツメウナギが売っておりました。魚肉ソーセージ程度の太さで、細く短かったのですが、1匹2,770円でした。1月14日の魁新聞にヤツメウナギの貝焼きの話が掲載されており、なんとかならないものかと思ったところです。漁業権切替えにあたり、内容魚種等の話でヤツメウナギも話題になるとは思います。

今年第一回目の委員会もどうぞよろしくお願いします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（斎藤）

それでは、議事進行は、遠藤会長にお願いいたします。

6 議事録署名委員選任

○遠藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

青谷委員と菊地会長代理にお願いしたいと考えております。

○遠藤議長

それでは、青谷委員と菊地会長代理のお二方、よろしいでしょうか。

○青谷委員、菊地会長代理

はい。

○遠藤議長

よろしくお願いします。

7 議事

議題1：全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の結果について（報告）

○遠藤議長

それでは、(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰について（報告）」について事務局の説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明させていただきます。座って失礼いたします。資料1をご覧ください。

令和4年12月に全国内水面漁場管理委員会連合会から委員表彰にかかる対象者の推薦依頼がありましたので、遠藤会長と中嶋委員を表彰対象者として推薦させていただきました。

表彰の基準等につきましては、裏面の表彰要領をご覧ください。

第1条のとおり、表彰の趣旨は、内水面漁場管理委員会の委員として永年にわたり漁場管理の推進に功績のあった者に対しこれを表彰するものであります。

表彰基準につきましては、第4条のとおり、令和5年3月31日時点において、10年以上内水面漁場管理委員として就任している者、かつ、過去に本要領等に基づく表彰を受けていない者となっております。

遠藤会長と中嶋委員は、平成25年1月から本委員会の委員に就任いただき、令

和5年1月で就任10年となります。これまで水産に関するさまざまな知識や経験を活かし、適切な助言を行うなどして、委員会の円滑な運営に寄与していただいておりますので、この度、推薦させていただきました。

なお、資料は表面に戻っていただきまして、氏名横の特別・一般につきまして、一般表彰は、先ほど申しました委員の就任が10年以上等の条件を満たす者で、特別表彰は、内水面漁場管理委員会の会長経験が15年以上ある者や全国内水面漁場管理委員会連合会の役員経験が5年以上ある者などでありますので、遠藤会長と中嶋委員は一般表彰者として推薦させていただきます。

委員表彰に係る今後のスケジュールとしましては、3月中旬に役員県による表彰選考委員会が開催され、正式に被表彰者が決定、5月中旬に全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会開催時に表彰されます。

以上が報告となります。

○遠藤議長

ただいまの報告について、委員の皆さま、質問やご意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

次に進みます。

議題2：その他

①内水面漁業権の一斉切替えについて

○遠藤議長

つぎに、(2) その他の①内水面漁業権の一斉切替えについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局(山田)

(2) その他①、内水面漁業権の一斉切替えについて、事務局の山田から説明させていただきます。資料2をご覧ください。

現在免許している第五種共同漁業権の存続期間が今年12月で満了ということで、漁業権切替えに係る事務手続き等について、今月18日に北秋田地域振興局で、今月20日に仙北地域振興局で、内水面漁協、市町村、県地域振興局や水産振興センターの担当者を対象に説明会を開催しました。菊地会長代理、中嶋委員、鈴木委員には漁協の組合長として当日ご出席いただき、ありがとうございました。

説明会で配付した資料と同じものを用いて簡単にご説明します。

資料1 ページをご覧ください。はじめに、内水面漁場計画についてご説明します。漁場計画というのは、内水面の水産資源が持続的に利用されることなどを目的に、漁業権の全体計画として作成するもので、この計画を基に漁業権を免許することになります。

本県の内水面で免許されている第五種共同漁業権は、従来から「1つの河川に1つの漁業権」を原則としており、今回もこのとおりとしますが、河川の性質や状態により、1河川1漁業権とすることができない場合は、実状に沿って区分し

ます。

また、現在の漁業権が適切かつ有効に活用されている「活用漁業権」であるときは、その漁業権とおおむね等しい漁業権「類似漁業権」を漁場計画に設定することになっています。

内水面漁場計画素案の作成について、先ほどもお話ししたとおり、今の漁業権が「活用漁業権」である場合は、今の漁業権とほぼ同じ内容の「類似漁業権」を漁場計画に設定しますが、今の漁業権が有効に活用されていない、「活用漁業権」でないと判断される場合は、漁場を縮小する、魚種を削除するなど、漁場計画に設定する内容を見直します。

漁業権漁場の拡大要望がある場合は、その漁場の調査を行います。この調査には、委員の皆様にも同行していただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。調査により、水産動植物が生息できる環境か、利害関係者との調整が図られているか、漁業権者が増殖義務を果たすことができるか等を確認します。なお、現在の免許で、増殖実績が告示量に満たない場合や、漁業法で定める報告書などの提出期限を守っていない場合には、漁場の拡大を認めない方針です。また、漁場を拡大した場合は、増殖告示量をその分だけ上乘せします。

対象魚種の追加については、その河川が増殖に適した環境であるか、その魚種の増殖技術が確立されていて、増殖を確実に行うことができるかにより判断します。なお、特定外来生物であるオオクチバス、コクチバス、ブルーギルのほか、産業管理外来種であるニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトは、在来種の生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、漁業権の対象としない方針です。

その他、現在の漁業権の概況や次期漁業権に関する要望を把握するために、各漁協へヒアリングを行います。ヒアリングにあたって、各漁協には、漁業権行使の実態や増殖実績、遊漁実績、次期漁業権に関する要望等について、こちらで作成した調査票の様式により書類を作成し、2月下旬までに提出していただきます。

森林管理局との協議について、漁場計画を作成する際は、国有林野事業との調整を図る必要があります。そのため、各漁協には、管轄の森林管理署へ、次期漁業権の漁場区域について説明を行っていただきます。この漁協と森林管理署との協議は、最終調整も含めて4月末までに終える予定です。

漁場区域の表記について、さきほどお話ししたとおり、第五種共同漁業権は1つの河川に1つの漁業権を基本としていますが、現状は同じ水系に複数の漁協が存在しているため、共有免許の取得などを前向きに検討していただくようお願いしております。

また、河川改修等によって不明瞭になっている漁場の基点がある場合は、関係者立ち会いのもとで基点を確定することとします。

これらを踏まえて作成した漁場計画の素案を、県のホームページに掲載し、利害関係者の意見を募集します。提出された意見を受け、必要に応じて素案を修正したものを漁場計画案として作成し、内水面漁場管理委員会に諮問、公聴会の開催、答申を経て、内容を決定し、県公報と県ホームページへ掲載します。

続いて、資料4ページ、漁業権の免許申請及び免許について、漁協は総会や総代会の決議を経て免許申請を行い、申請を受けた後、提出書類の内容確認、適格性の審査を行い、免許の可否について知事が内水面漁場管理委員会に諮問、委員会の答申を受けて決定し、県公報とホームページに登載するとともに、各漁協へ免許状を交付します。

続いて、資料6ページ、漁業権行使規則について、漁業権を行使するためには行使規則を定める必要があり、規則の制定には総会の決議と知事の認可が必要となります。

行使規則は、漁業権の免許申請と同じく、漁場計画の公示後に開催する各漁協の総会で決議し、漁業権の免許申請と同時に認可申請を行います。

行使規則の内容について、組合員行使権を有する者の資格、漁業を営む区域・期間・漁法等の組合員が漁業を営む場合に遵守すべき事項、漁業権行使料の額を定めなくてはなりません。漁業権行使料の額は、漁業法改正後、新たに記載が必要となった事項です。これら法定の内容のほか、漁協の操業実態に見合った創意工夫のある内容で制定することとなります。

また、今回、資料7ページ(2)②に記載のとおり、漁業権対象魚種や在来魚の保護のため、特定外来生物であるオオクチバス、コクチバス、ブルーギル等だけでなく、ブラウントラウトやレイクトラウト等の産業管理外来種についても、放流禁止やリリース禁止の措置を規則に定めていただくようお願いしています。特にブラウントラウトは、県内での分布が拡大傾向にあり、いwanaややまめ、さくらます等在来魚への影響が懸念されているため、全県的に規則に定めていただきたいと考えております。

続いて、資料9ページ、遊漁規則についてご説明します。

第五種共同漁業権の免許を受けた漁協が、その漁場区域で組合員以外の者による水産動植物の採捕を制限しようとするときは、遊漁規則を定める必要があります。行使規則と同様に、遊漁規則の制定についても、総会の決議と知事の認可が必要であり、また、遊漁規則の認可にあたっては、内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要があります。

遊漁規則の内容については、漁業法及び漁業法施行規則により、遊漁の制限の範囲、遊漁料の額及び納付の方法、遊漁承認証に関する事、遊漁で守るべきこと、漁場監視員に関する事、違反者に対する措置に関する事を規定する必要があります。このほかには、行使規則と同様に遊漁実態に見合った創意工夫のあるものを制定することになります。

遊漁規則の認可申請は、行使規則と同様、漁場計画公示後に総会等を開いて制定し申請します。申請された内容について、遊漁に対する不当な制限がないか、遊漁料の額が妥当であるかについて審査します。基本的には、行使規則と遊漁規則では制限の内容に大きな差がないように規定しなくてはなりません。遊漁料の額の妥当性は、増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間の配分が公平か等によって判断します。

遊漁規則の認可にあたっては、委員会の意見を聴き、これを認可したときは、遊漁規則の内容を公報及び県ホームページに掲載します。

資料13ページに、漁業権切替えのスケジュールを掲載しています。

委員のみなさまには、4月の漁場調査、7月上旬から8月上旬にかけての漁場計画の諮問・公聴会開催・答申、12月上旬の免許と遊漁規則の認可の諮問・答申などにご出席いただくこととなります。このほかにも漁業権に係る様々な協議事項があり、また、現在青森県と調整中ですが、7月下旬ごろに十和田湖漁場計画にかかる公聴会も開催予定で、かなり忙しいスケジュールになってしまいますが、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○遠藤議長

漁業権一斉切替の内容について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

○青谷委員

産業管理外来種について、7ページにはニジマスが、等になっていますが、魚類については3種しかないので、2ページと同様の記載にするべきではないでしょうか？

○事務局（山田）

2ページにつきましては、漁業権の対象魚種としないという意味で3種を記載しております。7ページについては、行使規則に関して、ニジマスが各種イベント等で現在も用いられているところから、あえて記載をしていません。

○菊地委員

現在、ニジマスが漁業権の対象魚種になっている漁協はありますか。

○事務局（山田）

ありません。

○菊地委員

イベント等でニジマスが使われているので、放流禁止にしないということですね。なので、等という記載になっているということですね。

○事務局（山田）

その通りです。

○鈴木委員

ニジマスの放流について伺いたいのですが、どのような形で放流しているのでしょうか。

○中嶋委員

比内町漁協と大館市漁協ではニジマス釣り大会を行っていますが、上下流に金網を設置して、限られた区間のみで放流されるようになっていました。また、大会が終わった後には投網で放流した分を捕まえるようにしております。

○青谷委員

ニジマスは漁業権とは無縁のものになりますし、産業管理外来種として、利用にあたって適切な管理が必要な種ですので、7ページにも記載するべきだと考えます。

○中嶋委員

実際にヤマメやイワナでは食いつきが悪く、釣り大会としてはニジマスが選ばれることになる。イベント等では使用できるなどの記載も検討すべきかもしれません。

○菊地委員

地元の漁協がニジマス自体が在来の魚に対して食害等の影響を及ぼすことを認識して行っている。なんでも禁止にするっていうことはよろしくないと考えます。

○伊藤委員

協和ダムではニジマスをキャッチアンドリリースで釣りしています。

○菊地委員

他にもやっているところがあり、皆瀬川の上流で、マス釣り大会をやっている。漁協主催ではないが、数十年前から地域の方々が放流して行っている。逃れたニジマスが再生産して下流に流れる可能性もあるが、そのように数十年前からやっているものもあることを認識して欲しい。

○青谷委員

歴史的な経緯もあると思うが、ここに記載されないことでニジマスは放流してもよい魚であると誤解をされることはないのか。

○事務局（斎藤）

ここは行使規則に関することになっています。行使規則は知事が認可しますが、漁協が決めることであり、ニジマスについても行使規則に入れるかどうかは漁協自身の判断で決めることであり、こちらとしてはお願いする立場になる。

○遠藤議長

そのほかに質問等ありますでしょうか。

○菊地委員

増殖指針等について県はどのように考えていますでしょうか。

○事務局（山田）

増殖指針等について漁業権の一斉切替えにあたって新しく作り直すこととしています。3月の個別ヒアリングにより、漁協の経営状況等を把握した上で漁場計画の素案作成と同時に検討していきたいと考えております。

○菊地委員

今の増殖指針は現状を全く把握できていないものになっている。現状をしっかりと把握して見直しをしてほしい。また文言についても見直しをしてほしい。他県では目標増殖数量や努力目標等の文言がある。漁協はがんばってはいるが、いろいろな要因により達成できないこともある。

○鈴木委員

来年度、種苗単価が値上がりしている。同じ数量であれば、放流経費が増大する。そうすれば、義務放流量を達成するのはかなり厳しくなってくる。新たな増殖指針ではいま言った部分についてもしっかりと考えて欲しい。

○遠藤議長

3月から漁協の個別ヒアリングが始まるとのことですので、漁業権切替えに向けて忙しくなるとのことですので。皆様よろしく申し上げます。

そのほかに質問等ありますでしょうか。
次に移ります。

②ブラウントラウトの対策について

続いて、②ブラウントラウトの対策について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(三田村)

事務局の三田村です。

それでは、ブラウントラウトの対策について、配付資料は資料3になります。
座って説明いたします。

ブラウントラウトは平成27年に環境省により外来種リスト（生態系に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト）の産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）に、魚類としてニジマス、レイクトラウトと共に指定されております。

ブラウントラウトは全長60センチを超える大型のサケ科魚類で、県が漁協に対して委託し、行っている影響調査においても、それ以上のサイズの個体が捕獲されております。ブラウントラウトの寿命は長く、5歳を超えても生存するものがおり、そのうえ産卵後は死なずに、複数年に渡って産卵するため、在来種であるイワナやサクラマスよりも繁殖力は高いと考えられます。

また、ブラウントラウトの産卵時期はイワナやサクラマスと比べて遅く、産卵場所も重複しているため、先に産み付けられたイワナやサクラマスの卵が掘り返され、卵が死んでしまう可能性があります。さらに、ブラウントラウトの幼稚魚は、生息場所や餌生物がイワナの幼稚魚と重複するため競合が生じ、結果としてイワナが排除される事例が北海道で報告されています。

平成29年度からは横手川漁協に委託して、ブラウントラウトの影響調査を行っており、雄物川水系横手川の一部支流においては、採捕されたマス類の大半がブラウントラウトでした。このブラウントラウトは大型になると魚食性が高まるため、アユやカジカ等が捕食され、その資源量が減少することも懸念されます。

なお、米代川水系上流においてもブラウントラウトの定着が確認されており、分布範囲も広がりつつあるため、鹿角市河川漁協に対して影響調査を委託し、実施したところであります。県南部の子吉川水系でも、成熟の可能性が高い、全長30センチ程度の個体が複数尾確認されたところでした。

前回の委員会で、青谷委員から情報提供があったとおり、まだ定着を確認できていない河川がある可能性も考えられますので、来年度以降も影響調査を継続しつつ、全県的な拡散を抑制していくためにも、内水面漁場管理委員会指示によるブラウントラウトの制限措置を検討しているところです。

では資料3をご覧ください。

資料3は昨年12月に出了した、山梨県内水面漁場管理委員会指示によるレイクトラウトの制限措置です。これまで栃木県中禅寺湖にのみ生息が確認されていたレイクトラウトですが、昨年11月に山梨県本栖湖で全国2例目の生息が確認されました。これを受けて、資料3のとおり、内水面漁場管理委員会の委員会指示が

発出されたところでは。

委員会指示の内容としては山梨県内でのレイクトラウトの放流・リリース（再放流）・生きたままでの持ち出しが禁止となっています。

県で検討している委員会指示もこの山梨県内水面漁場管理委員会指示第五号の内容をベースに検討しております。早ければ次回3月の内水面漁場管理委員会にて諮問を諮りたいと考えております。

報告は以上です。

○遠藤議長

他に何か質問ありますか。

○青谷委員

この指示内容について但し書きの部分が気になります。この文言であれば、公的研究機関が試験研究する場合は移植等ができることになる。もし、試験研究等で移植等の必要がある場合は委員会指示を出せばよいと思われる。最初が肝心ですので、但し書きの部分も消すべきかと思えます。

○事務局（三田村）

但し書きの部分に関してですが、現在県で行っているブラントラウトの影響調査でも県水産振興センターの職員が参加し、漁協から生きている状態ではないですがサンプル提供を受けている状況です。これらの状況も踏まえて、3月の委員会での協議に向けて、検討させていただきます。

○菊地委員

内水面水産資源害敵対策事業について、令和5年度も駆除として実施する予定でしょうか。

○事務局（三田村）

令和5年度については、ウライを用いたブラントラウトの影響調査を実施する予定となっています。また漁協自身がブラントラウトの駆除をしたいという要望もありますので、特別採捕許可で対応していきたいと考えております。

○菊池委員

委員会指示も重要ですが、実際に繁殖している以上駆除をしていかなければならないと思えます。11月初めに大松川上流で水産振興センターの職員や地元の漁協と一緒に試験的に影響調査を行いました。そのときは電気ショッカーで駆除を行いましたが、非常に効果が高い。県が漁協に電気ショッカーを貸し出す等、漁協自身で駆除をすることを促すような対策もお願い致します。

○事務局（三田村）

電気ショッカーの貸し出しについて、県でも検討しているところです。

○伊藤委員

遊漁者の立場から意見を言わせていただきます。横手川周辺でブラントラウトを狙う釣り人の方がいらっしゃいます。委員会指示で公にキャッチアンドリリースが禁止になれば、実質釣り禁止に感じると思えます。ただ、ヤマメやイワナへの食害を考えれば、しょうがないと納得すると思えます。ただ横手市のように観光資源にするところもあります。数が減れば、いずれやれなくなるというのも

致し方ないと思います。個人的に釣りにいくと、様々な河川に入り込んでるのも感じております。海でもたまたまでしょうが、釣れる話を聞きます。移動範囲もかなり広いと感じており、緊急的に委員会指示を出すのも致し方ないと思います。

○事務局（三田村）

横手川に関してですが、既に横手川漁協の行使規則及び遊漁規則で再放流禁止になっています。ですので、委員会指示が発出される前でも後でも状況としては変わりません。

○中嶋委員

横手川漁協はブラウトラウトで遊漁券を買って頂いてるんでしょうか。

○事務局（三田村）

ブラウトラウトで遊漁券を釣り人に買ってもらってるわけではなく、ヤマメやイワナ等の溪流魚の混獲が考えられるので、そちらの遊漁券を買って頂いてるという状況です。

○中嶋委員

鹿角市の小坂川はサクラマス大きな個体が遡上していきます。サクラマス等にも食害があるとすれば、米代川水系サクラマス協議会としても駆除していきたいと考えていますので、電気ショッカーの貸し出し等の話を含めて検討していただきたいと思います。

○青谷委員

追加で、ブラウトラウトは他のマス類との交雑もあるとの研究結果もあるようですので、それも認識して頂きたいと思います。

○遠藤議長

ほかに質問等ありますでしょうか。

無いようですので、次に進みます。

続いて、③秋田県内水面漁場管理委員会が取扱う個人情報の保護に関する規則について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤田）

事務局の藤田です。

それでは、個人情報保護に関することについて、配付資料はございませんが、口頭で説明いたします。座って失礼いたします。

個人情報の保護の基となる個人情報保護法が昨年度改正されました。これまで国は行政機関と独立行政法人、地方公共団体と地方の独立行政法人、民間事業者、これらがそれぞれの法律や条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきましたが、その保護水準には不均衡がありましたので、法改正によって不均衡を是正し、今後は同一の法律（改正個人情報保護法）の規定に基づいて個人情報を取り扱うこととする、というのが法改正の趣旨になります。

改正法の適用についてですが、地方公共団体においては令和5年度から適用されることとなりますので、秋田県においても現行の個人情報保護条例に替えて、新たな条例を令和5年度から施行することとしています。

内水面漁場管理委員会で行う個人情報の保護に関しては、現行の個人情報

保護条例に基づいて平成13年に定められた「秋田県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則」に基づき運用しているところですが、本委員会規則につきましても新しい条例の規定に基づいて内容を見直す必要が生じることとなります。

今後、県の担当部門から新たな条例の規定に基づく当委員会の規則例が示される予定となっておりますので、それを基に委員会規則の改正案を作成し、次回以降の本委員会にお示した上で、ご審議いただきたいと考えております。

まずは現時点での状況ということで報告させていただきました。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○遠藤議長

個人情報保護について、委員の皆様、質問、意見はありませんか・

○委員

(発言なし)

8 その他

○遠藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことなど何かありませんか。

○伊藤委員

先日、県水産振興センター内水面試験地の佐藤研究員の発表を聞きました。その資料によると、サクラマスのおスの由来が重要だということでした。関東方面など違う場所から持ってきたオスと交配させた場合、小型化などの影響があるということでした。サクラマスが多く遡上する水域へのヤマメの放流はこのような研究成果も意識して慎重に行うべきだと思います。

また、八郎潟が結氷してワカサギ釣りが始まりました。三種町の有志が簡易トイレの設置や除雪等完全に持出しで活動を行っています。氷の厚さをネットで公表したり、がんばっていますのでこの場でご報告させていただきます。

○小松委員

洋上風力発電を秋田県で推進していると思いますが、川への影響等について調べられているのでしょうか。森と川、海の秩序が乱されているように感じています。

○事務局（保坂）

秋田県では4海域で洋上風力の促進区域になっています。先行する2海域、能代三種男鹿沖、由利本荘市沖に関して事業者が既に決まっているところです。海と川を行き来する魚種について、具体的にはサクラマスやサケなど、川の漁業者はもちろんのこと海の漁業者からも心配の声があがっているところです。そういった影響を風力発電ができる前と後で調査することを事業者に課しております。その調査に関して、由利本荘市沖については川の専門家として子吉川水系漁協の組合長である鈴木委員もご意見いただくことになっております。

○鈴木委員

私からも補足しますと、事業者である三菱シーテックさんが私の家に来て、いろいろ説明されていかれました。私からは細かく調査して、それをすべてありのままに調査結果を私に伝えてほしいということをお願いしました。

○遠藤議長

事務局からは他にありませんか。

○事務局（斎藤）

次回の委員会開催日について連絡いたします。

3月14日（火）午後1時半からこちらの会場で開催いたします。

内水面漁業権の漁協個別ヒアリングの日程調整もあり、早めに委員会の開催日を決めさせていただきます。

後日、正式に開催通知を送付いたしますのでよろしく申し上げます。

9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第8回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了